租税特別措置法第九十三条第一項	にかかわらず	及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（第一号において「復興財確法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
租税特別措置法第九十三条第一項第一号	場合	場合、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十五第四項及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合並びに同条第六項の規定により適用する場合並びに復興財確法第十八条第四項及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第十二項	政府は	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「復興財確法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は
	同法第百八十三条	所得税法第百八十三条、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この条において「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	同条	これら
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第十三項	政府は	復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は
	同法第二百三条の二	所得税法第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	同条	これら
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第十四項	政府は	復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は
	同項	所得税法第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第十五項	政府は	復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は
	同項又は同法	所得税法第七十一条第一項又は
	又は第二百四条第一項	及び第二百四条第一項の規定並びに特別措置法第五条の二十六第一項の規定並びに復興財確法第二十八条第一項

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第十六項	第百八十三条	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	同条	これら
	同法	所得税法
	申告書	申告書並びにこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第五条の二第八号に規定する防衛特別所得税申告書及び復興財確法第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書
	第百九十条	第百九十条の規定並びに特別措置法第五条の二十八第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第十七項	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第二項第一号	、特別措置法第五条の十四第二項第一号若しくは第二号又は復興財確法第十七条第二項第一号
	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十三条	、特別措置法第五条の二十一の規定又は復興財確法第二十三条
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下この条及び第四十三条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三条第一項	所得税法及び	所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）及び
	、地方税法	、特別措置法第三章の二（第五条の七第一項を除く。）、地方税法
外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	租税特別措置法	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法
	の全部又は一部を還付する	（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（次項前段又は同条第六項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第三十三